

(別紙3) No.33 関係

1 水道料金の計算方法

水道料金の計算は以下により行ってください。

業務用 1ヶ月当たり

使用水量	料 金
8m ³ までの分	602 円
8m ³ を超え 50m ³ までの分	180 円 × (50m ³ - 8m ³) = 7,560 円
50m ³ を超え 100m ³ までの分	200 円 × (100m ³ - 50m ³) = 10,000 円
100m ³ を超え 300m ³ までの分	259 円 × (300m ³ - 100m ³) = 51,800 円
300m ³ を超え 1,000m ³ までの分	316 円 × (1,000m ³ - 300m ³) = 221,200 円
1,000m ³ を超え 10,000m ³ までの分	373 円 × (10,000m ³ - 1,000m ³) = 3,357,000 円
10,000m ³ を超え 20,000m ³ までの分	415 円 × (20,000m ³ - 10,000m ³) = 4,150,000 円
20,000m ³ を超え 30,000m ³ までの分	452 円 × (30,000m ³ - 20,000m ³) = 4,520,000 円
30,000m ³ を超える分	496 円 × (使用水量 - 30,000m ³) = X 円

上表を計算して得た額...(A)

計算して得た額 × 5/100 = 消費税等相当額...(B)

(1円未満端数切り捨て)

(A) + (B) = 水道料金

2 給水装置工事について

事業者が使用する水量（時間最大使用水量、一日最大使用水量）により、配水管からの取り出し位置、給水管口径、給水方式（直結式給水又は受水槽式給水、時間帯給水の有無）が変わりますので、事前に水道局茅ヶ崎営業所と協議してください。

水道局茅ヶ崎営業所給水課

〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22

電話 0467(52)6151 FAX0467(51)2402